

# 砺波市公共施設再編計画(案)

令和元年12月

砺 波 市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	策定の背景	1
	(1) 人口動向	1
	(2) 公共施設の老朽化の進行	1
	(3) 財政状況	2
2	これまでの経過	2
	(1) 砺波市公共施設等白書	2
	(2) 砺波市公共施設等総合管理計画	2
3	計画の目的と位置付け	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 計画の位置付け	3
4	計画期間	4
5	対象施設	4

## 第2章 計画の策定方法

1	計画の基本方針	5
	(1) 総量の縮減	5
	(2) 機能の統合・複合	5
	(3) 運営の適正化	5
2	施設の評価方法	6
3	方向性の定義	7
	(1) 方向性の説明	7
	(2) 方向性のイメージ	8

## 第3章 個別施設ごとの方向性

1	個別施設ごとの方向性表記	9
2	施設類型別の方向性（将来のあり方）一覧	10
2-1	市民文化施設	11
2-2	社会教育施設	18
2-3	産業施設	21
2-4	学校教育施設	23
2-5	スポーツ・レクリエーション施設	27
2-6	子育て支援施設	35
2-7	保健・福祉施設	45
2-8	行政施設	50
2-9	市営住宅	56
2-10	公園	59
2-11	その他	60

## 第4章 今後の取組みについて

1	計画の進捗管理	65
2	個別施設計画の策定	65

# 第1章 計画の概要

## 1 策定の背景

### (1) 人口動向

我が国では、少子高齢化の進行と人口の減少がより深刻さを増しており、この流れは本市においても例外ではありません。国立社会保障・人口問題研究所が予測した推計<sup>\*1</sup>によると、本市の人口は令和27年(2045)には41,500人余りとなり、平成27年(2015)の国勢調査との比較で、約15%減少すると予測されています。この人口減少の加速度を少しでも抑えるために、平成27年度策定の砺波市人口ビジョンでは、砺波市総合計画等に掲げる様々な施策を展開することなどにより、令和27年(2045)の人口は、43,100人余りを目標<sup>\*2</sup>としています。また、人口減少が避けられないなかで、将来起こり得る税収の減少や公共施設ニーズの変化へ柔軟に対応していくことが求められます。

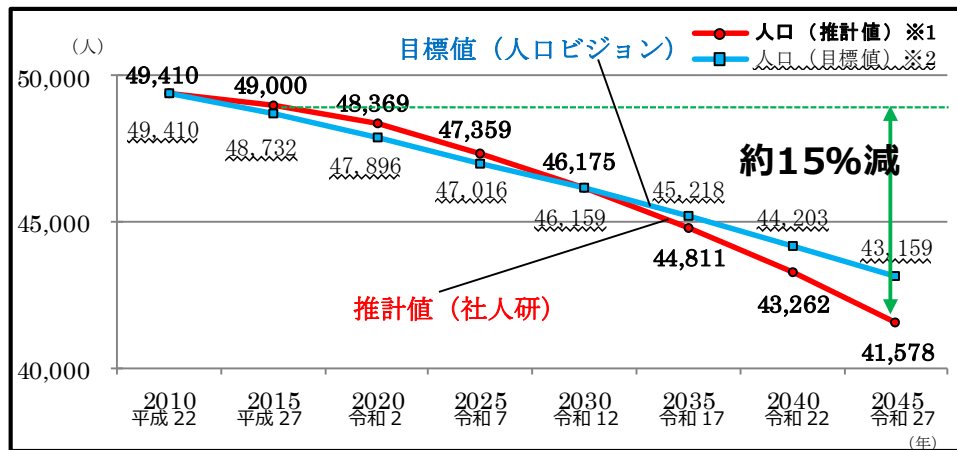


図1 砺波市の人口変動予測

### (2) 公共施設の老朽化の進行

本市の公共施設のうち、令和27年(2045)までの間に耐用年数を迎える施設は全体の約84%を占め、今後、大規模改修又は建替えによる更新が必要となります。また、昭和56年(1981)の建築基準法改正以前に建てられ、耐震化工事を行っていない施設については、現行の耐震基準を満たさない可能性があります。これら全ての施設を大規模改修や建替えを行い、現状のまま維持していくことは、人口減少などによる財源不足が考えられるため、大変厳しい状況にあると言えます。

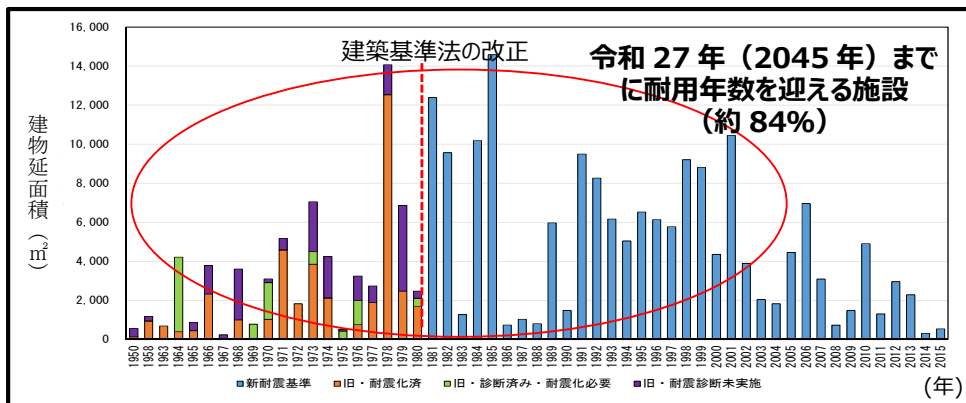


図2 建築年度別の建物延面積

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成30年3月30日に公表した人口の推計値。

<sup>2</sup> 「砺波市人口ビジョン」(平成27年度策定)での目標値。

### (3) 財政状況

近年の本市の財政状況をベースにシミュレートすると、公共施設等の耐用年数到来時に同規模で更新し続けた場合、これまでの実績と比較して、1年当たり約5.4億円が不足する試算となります。

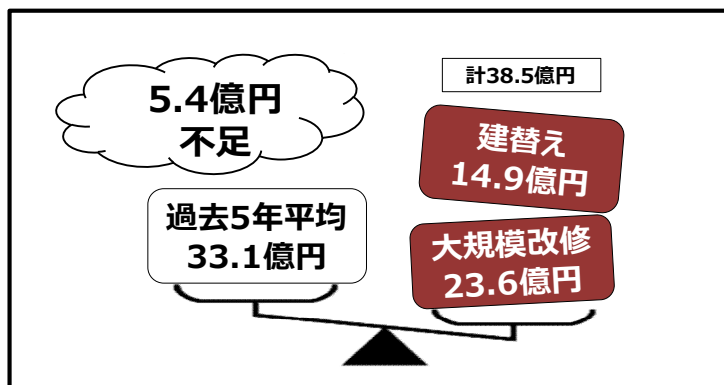


図 3 1年当たりの建物更新費用の試算

## 2 これまでの経過

### (1) 砺波市公共施設等白書

「砺波市公共施設等白書」(以下、「白書」という。)は、本市の公共施設等の状況を明らかにして見える化を図り、効果的な公共施設マネジメントを行うための基礎資料とするため、平成28年3月に策定しました。

この白書では、本市における公共施設(インフラを含む。)の整備状況やコスト状況、財政状況、「砺波市人口ビジョン」(平成27年策定)で予測した人口動向等を整理し、本市の公共施設を取り巻く現状の把握と今後の取組みをまとめています。

### (2) 砺波市公共施設等総合管理計画

「砺波市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)は、白書で明らかにした現状と課題を踏まえ、中長期的な視点で計画的に公共施設の管理及び運営を行うことを目的として、平成28年11月に策定しました。

総合管理計画では、平成28年度(2016)から令和27年度(2045)までの30年間を計画期間とし、白書で確認した現状と課題のほか、公共施設等の更新費用の試算と財政シミュレーションに基づき、目標として本市が保有する公共施設の建物総延面積243,397㎡(平成26年度末時点)を、おおむね20%(約48,000㎡)縮減することを目指しています。

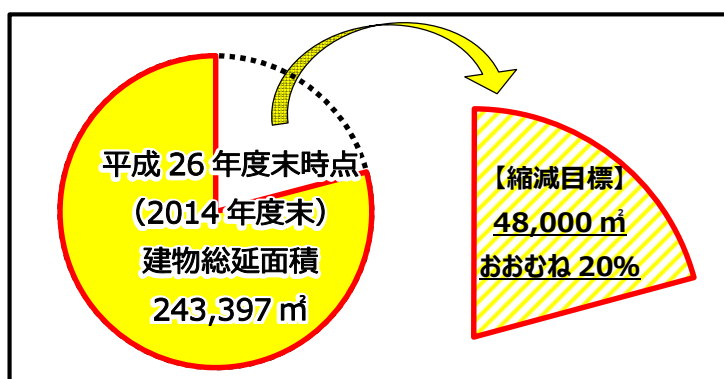


図 4 砺波市公共施設等総合管理計画の目標

### 3 計画の目的と位置付け

#### (1) 計画の目的

将来にわたって持続可能な公共サービスを提供するため、「砺波市公共施設再編計画」を策定し、公共施設再編の具体的な行動につなげます。

将来、私たちの子どもや孫、更にはその先の世代に向けて現在と同程度の公共サービスを維持していくためには、これからの公共施設のあり方を検討する必要があります。このことは、人口バランスの変動や財政状況の悪化により財政負担が増加し、将来世代がこれを負担することとなるためです。

そこで、この負担の軽減を図るため、個別施設における統合、複合化や廃止など、再編の具体的な行動計画として、「砺波市公共施設再編計画」（以下、「本計画」という。）を策定し着実に推進します。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、砺波市公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられ、「実行に向けた考え方」を示す計画です。

本計画は、砺波市公共施設等総合管理計画の下位計画として、それまでに固めた基礎を土台に個別施設の具体的な方向性を示すとともに、総合管理計画の目標の達成を目指すものです。

さらに、本計画を基に必要に応じて個別施設計画を定め、方向性の実現に向けて施設ごとに対応していきます。

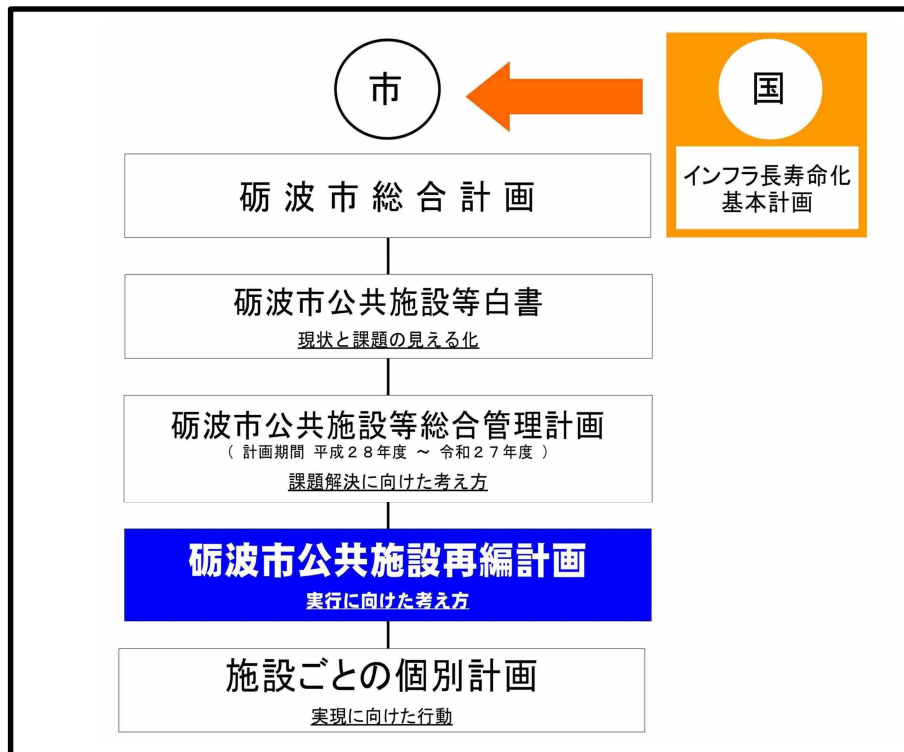


図 5 計画の体系図

#### 4 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間（平成 28 年度～令和 27 年度）を踏まえ、令和 2 年度（2020）から令和 27 年度（2045）までとします。

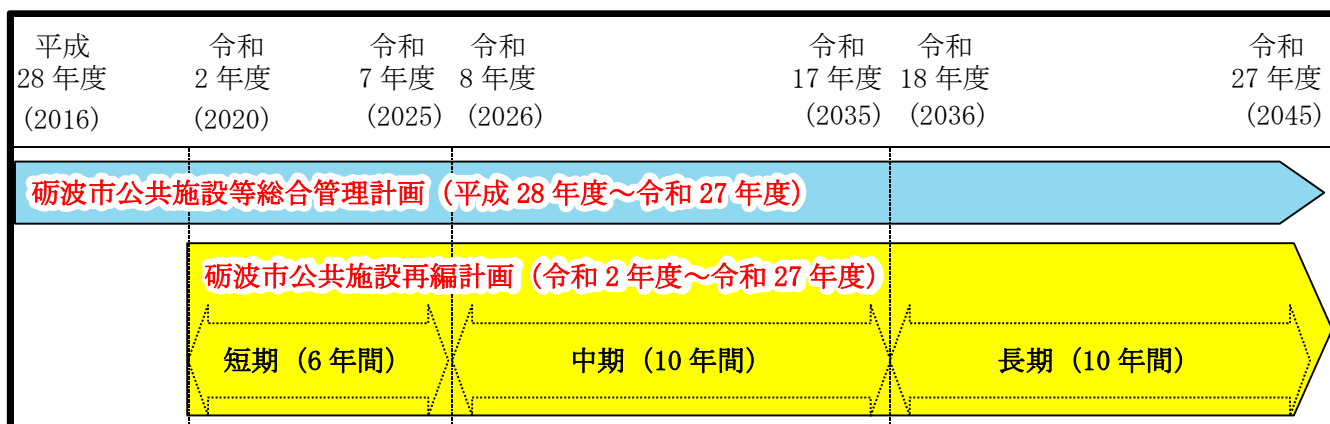


図 6 計画の期間

#### 5 対象施設

本計画の対象となる施設は、総合管理計画における対象施設のうち、平成 30 年度末時点における普通会計等<sup>3</sup>の公共施設及び本市が民間等から借用している施設とし、道路や水道などのインフラ施設については、個別に長寿命化計画等を策定し計画的に維持管理していくこととします。また、建物延面積 50 ㎡未満の施設を除くほか、民間等から借用している施設は、対象面積には含めないこととします。

なお、総合管理計画策定の基準日とする平成 26 年度末時点から本計画の基準日とする平成 30 年度末までには、砺波体育センターなど 9 施設（10,323 ㎡）分が増加した一方で、東矢木団地など 28 施設（16,482 ㎡）が減少したことにより、建物総延面積のうち 6,159 ㎡を既に縮減しています。

#### 【対象施設】

普通会計等公共施設 177 施設 建物総延面積 237,238 ㎡

民間等借用施設（3 施設）についても、併せて将来のあり方を検討します。

（借用施設 建物総延面積 1,642 ㎡）

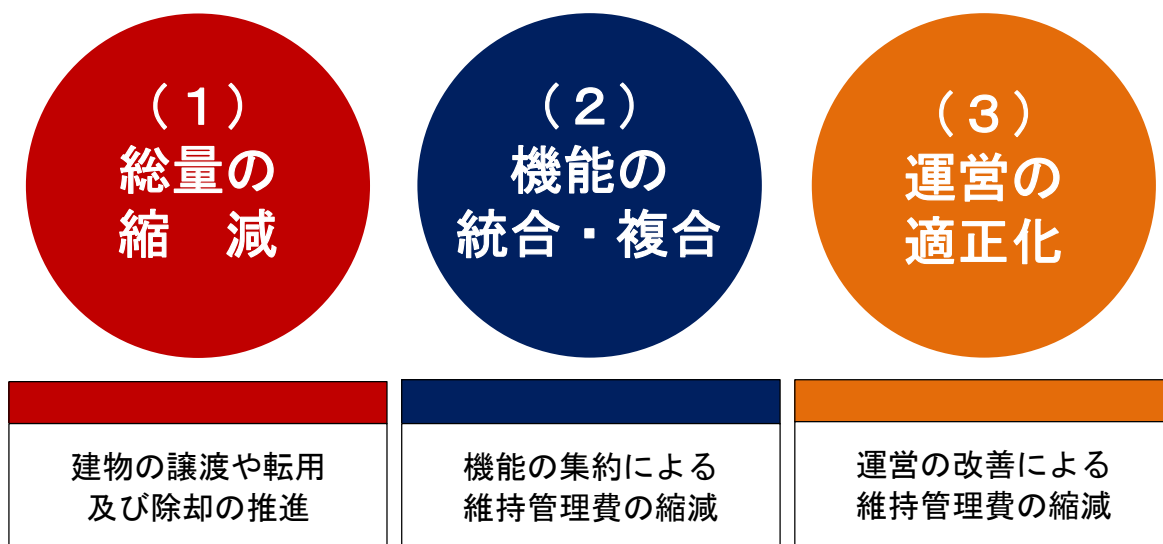
<sup>3</sup> 普通会計等とは、一般会計等と公営企業会計（水道事業、病院事業等）に属さない公営事業会計を統合したものの。

## 第2章 計画の策定方法

### 1 計画の基本方針

持続可能な公共サービスを提供するために、本計画の基本方針は、次の3つを柱とします。

#### 目標 持続可能な公共サービスの提供



#### (1) 総量の縮減

建物の民間への譲渡や他の施設への転用及び除却を進めることで、本市保有の建物総延面積を縮減し、将来的な維持管理費、大規模改修及び建替え費用の縮減を図ります。

#### (2) 機能の統合・複合

各施設における機能について、他の施設との統合又は複合により集約化し、維持管理費の縮減や効率的な施設運営、施設利用者の利便性向上を図ります。

#### (3) 運営の適正化

運営方法の改善や適正な管理を行い、維持管理費の縮減に努めます。

## 2 施設の評価方法

個別施設の方向性を定めるにあたり、それぞれの施設がどのような役割が適切に把握し、評価する必要があります。そのため、全施設において統一的に適用する判断基準を定めます。

施設の評価は、1次評価、2次評価を整理した上で、施設の特性や地域性等を考慮した総合評価を行い方向性を決定します。



図 7 施設評価基準 (評価フロー)



また、2次評価の指標については、「安全性」「有効性」「効率性」を評価指標として点数を付け、3段階（A、B、C）で区分します。

評価指標			内容	配点	合計点
安全性	耐震性	10点満点	耐震基準を満たしている。	25点	100点満点 A：80～100点 B：50～79点 C：0～49点
	老朽度	10点満点	経過年数÷法定耐用年数		
	快適度	5点満点	富山県民福祉条例に定める基準程度の設備（身障者用トイレ、スロープ、手すり、バリアフリー等）が整備されている。		
有効性	利用度	50点満点	施設ごとの利用率 ※施設ごとの想定利用数等から算出	50点	
効率性	1人あたりコスト	15点満点	(維持管理費+事業運営費) ÷ 実績利用人数	25点	
	適正な受益者負担	10点満点	1年間の使用料（利用料金）		

※「C」には、直ちに譲渡又は廃止とする必要がない建物を含む。

表1 2次評価の指標内訳

### 3 方向性の定義

個別施設の最終的な方向性については、次のとおりとし、個別施設において、機能（ソフト）と建物（ハード）の2つの視点から決定します。このことは、施設を「中身」と「入れ物（箱）」として捉えることで、統合、複合化や転用などの検討を容易にするためです。

なお、建物（ハード）については、方向性を継続とした場合においても、大規模改修が必要となった時点であり方を検討するものとします。

#### (1) 方向性の説明

機能と建物ごとに方向性を定めます。

区分	方向性	説明	
機能	継続	現状維持	○現状の用途やサービスを継続する。
		統合	○1つの建物に同じ用途の施設を統合する。
		複合	○1つの建物に複数の機能を持たせる。
	廃止	—	○機能を廃止する。
	あり方検討	検討	○今後の方向性を見定めるにあたって、あり方を検討する必要がある。
建物	継続	現状維持	○引き続き、市が建物を保有（又は賃借）し、継続使用する。
		建替え	○引き続き、市が建物を保有し、計画的に建替えをする。
		改修	○引き続き、市が建物を保有し、計画的に改修をする。
		転用	○現在の建物の機能を廃止し、別の機能に変更して使用する。
	譲渡	—	○建物を有償又は無償で譲渡する。
	廃止	—	○建物を廃止（除却の検討含む。）する。
	あり方検討	検討	○今後の方向性を見定めるにあたって、あり方を検討する必要がある。

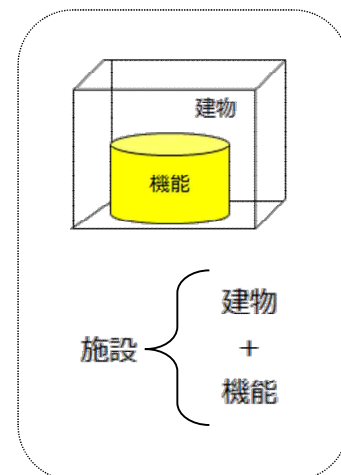


表2 方向性の一覧

## (2) 方向性のイメージ

機能と建物の方向性のイメージを図で表すと、以下のとおりとなります。

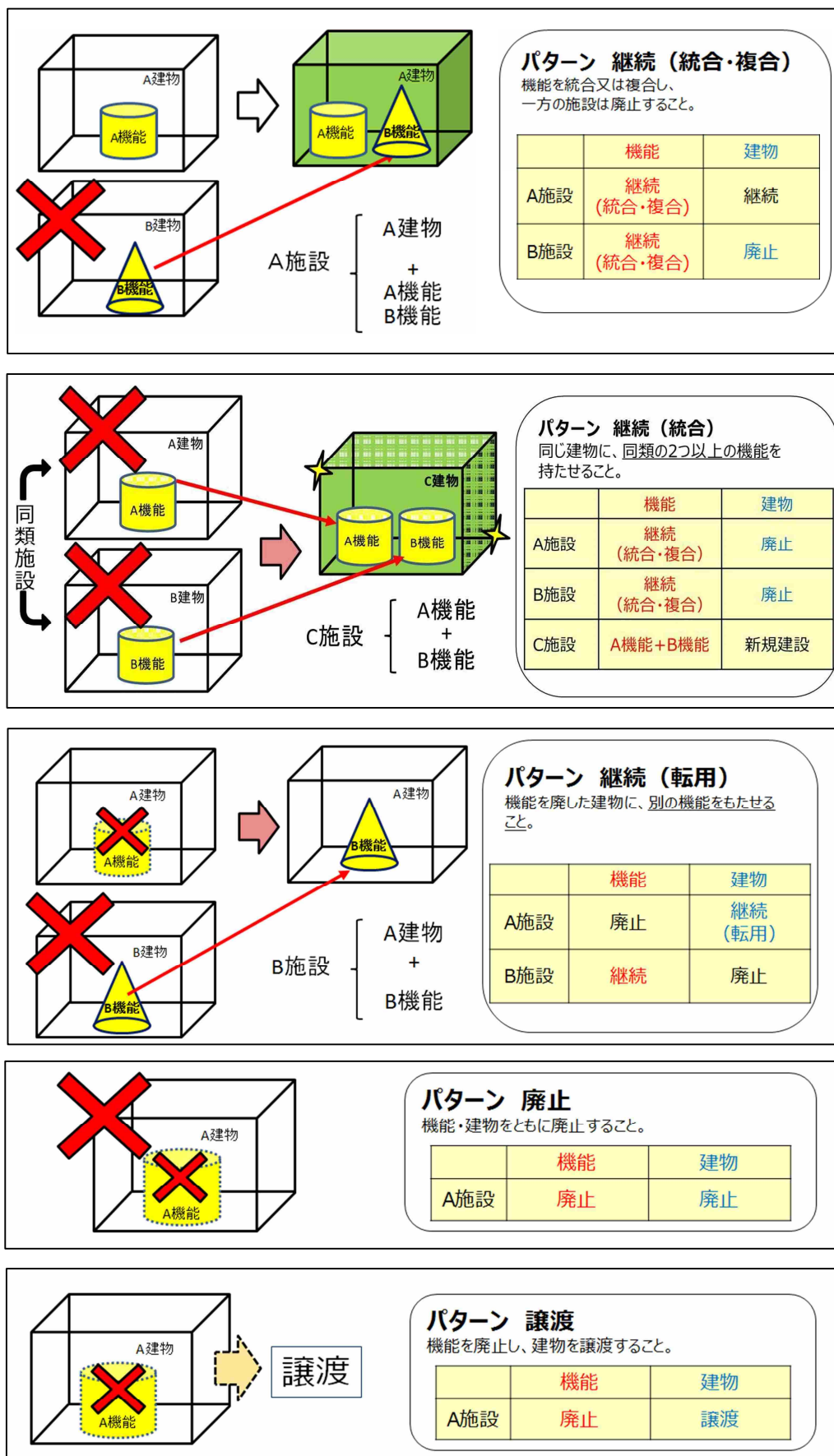


図8 施設の方向性の例